

## 「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立公民館の使用許可	
根拠条例等・条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育法 第22条及び第23条</li> <li>・堺市立公民館の設置及び管理に関する条例 第3条</li> <li>・堺市立公民館管理運営規則 第3条及び第4条</li> </ul>	
所 管 課	市民人権局 市民生活部 生涯学習課（教育委員会補助執行）	
審 査 基 準	<p>堺市立公民館使用申込書を公民館に提出し教育長の承認を受ける。                  使用希望日の1ヶ月前から、使用申込みを受理した順（先着順）にて受付。                  ただし、教育長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。</p> <p>なお、次に該当するときは、使用を承認しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 営利目的（講師・企業による各種教室の運営、販売・宣伝・勧誘行為等）</li> <li>2. 政治的活動（公職選挙法に基づく個人演説会等を除く。）</li> <li>3. 宗教的活動（特定の宗教を支援、または反対する集会等）</li> <li>4. 企業活動（企業等の研修、面接、会議等）</li> <li>5. 集客活動（主催者が不特定多数の参加者を集客すること。）</li> <li>6. 子どもだけの使用（18歳以上の責任を負える大人が付き添う場合は可。）</li> <li>7. 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある使用</li> <li>8. 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</li> <li>9. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</li> <li>10. その他、公民館の管理上支障があり、使用を不相当と認めるとき。</li> </ol>	
標準処理期間	標準処理期間	3日以内
	標準処理期間を設定できない理由	